

離島地区資源ごみ等運搬業務仕様書

1 業務目的

本業務は、羽幌町の天売地区及び焼尻地区から羽幌フェリーターミナルの敷地に運搬された一般廃棄物を本仕様書及び関係法令・規則・条例等に従ってきらりサイクル工房まで運搬・搬入することを目的とする。

2 履行場所

羽幌フェリーターミナル から きらりサイクル工房 まで

3 履行期間

令和8年4月10日～令和9年3月31日

4 業務内容

- (1) 下記運搬予定日に羽幌フェリーターミナルの一般廃棄物置場に運搬された離島地区の一般廃棄物を回収し、当日の内にきらりサイクル工房まで運搬、搬入を行うものとする。
- (2) 回収時に使用したパレット等については、きらりサイクル工房への搬入終了後に羽幌沿海フェリーへ返却するものとする。
- (3) 毎月ごとに業務完了報告書を作成し、きらりサイクル工房より受理した検量書とともに翌月の10日までに羽幌町へ提出するものとする。

5 運搬予定日

別紙「令和8年度資源ごみ等運搬予定日」のとおり

6 一般廃棄物の種類および予想重量

(1ヶ月あたり)

一般廃棄物の種類	予定重量 (天売)	予定重量 (焼尻)
古紙類 (段ボール)	1, 100 kg	750 kg
〃 (新聞)	230 kg	190 kg
〃 (雑誌)	340 kg	230 kg
〃 (紙パック)	5 kg	10 kg
缶	160 kg	100 kg
ビン	310 kg	170 kg
ペットボトル	130 kg	60 kg
危険ごみ	10 kg	5 kg

7 特記事項

- (1) フェリーの欠航等により予定日に運搬することができない場合は、順延とするが土曜日、日曜日は運搬しないこと。
- (2) 受託者は、天災等により業務遂行に支障が生じ業務困難な場合は、その旨を羽幌町へ届出のうえ、業務変更について承認を受けなければならない。
- (3) 本業務に係る消耗品費、燃料費等の一切の費用は、受託者の負担とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については受託者と羽幌町とが協議のうえ定めるものとする。